

(地488) (健II443)

令和3年1月22日

都道府県医師会

担当理事 殿

公益社団法人日本医師会常任理事

釜 菴

敏



「令和2年度インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の電話相談体制整備事業」の期限について

今般、厚生労働省より都道府県に対し、「令和2年度インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の電話相談体制整備事業」に対する補助金交付申請手続の期限についての周知がなされるとともに、本会に対しても情報提供がありました。

本事業については、「令和2年度インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業及び電話相談体制整備事業のご案内について」（令和2年10月14日付け（地357・健II300））にて貴会宛にご案内申し上げます。また、各都道府県から本事業に登録された対象医療機関等の数は、全国で323で、本事業に対する補助金交付申請は80弱とのことであります。

今般の連絡は、これまで明示されていなかった補助金交付申請期限について、年度末までの交付をおこなうため、受付期限を令和3年2月12日（消印有効）として新たに設定したことについて、都道府県から対象医療機関等に対し周知を依頼するものです。

つきましては、対象の医療機関へは都道府県から個別に周知がなされていることと存じますが、貴会におかれましても、本件についてご了知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。また、可能であれば、貴都道府県行政と対象医療機関等について情報共有を行っていただき、補助金の確実な受領に向けて、貴会より積極的な働きかけについてご検討くださいますようお願いいたします。

追って、本事業の詳細については、下記の厚生労働省ウェブサイトをご確認下さい。また、ご参考までに、当該事業の「事業概要」を添付いたします。なお、国から都道府県への今般はメールでの周知依頼のため、本状に添付ができかねますことを申し添えます。

記

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou18/index_00013.html

以上

インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の電話相談体制整備事業

(予算額：35億円)

事業目的

インフルエンザ流行期に備えて、多数の発熱患者等が適切に相談を受けられる電話相談体制を整備することにより、感染症対策の強化を図る。

事業内容

受診・相談センターからの依頼を受けて、当該センターの代理的機能として、地域の発熱患者等の土日祝日や夜間の電話相談業務を行う医療機関（都道府県の指定）に対して、電話相談業務に必要な経費を補助する。

※ 受診・相談センター1か所あたり、3医療機関までとすること。

〔補助基準額〕

100万円を上限として、電話相談業務に要する実費※を補助

※ 賃金、報酬、謝金、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

〔住民への周知〕

都道府県は、医療機関名、相談を受け付ける電話番号、相談対応時間等について、自治体のホームページや機関紙等に掲示する等により、住民に周知すること

〔相談対応〕

患者からの相談に対して、看護職員等が患者の症状や経過、感染者との接触歴、既往歴や持病の有無、かかりつけ医の有無等を聞き取った上で、適切な医療機関と適切な受診タイミングを案内するとともに、家庭内での感染対策や受診に当たっての留意事項等の指導を行える体制を整備していること。